



# 島根県報

平成17年4月15日 (金)

第1,667号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " )	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	4
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	(青 少 年 家 庭 課)	5
農地保有合理化事業規程の変更の承認 ( 2 件 )	(農 業 経 営 課)	5
県営土地改良事業の工事の完了	(農 村 整 備 課)	6
内水面における遊漁規則の変更の認可 ( 2 件 )	(水 産 課)	6
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	8
道路の供用開始	( " )	8

### 特定調達公告

島根県立中央病院における情報処理機器類の購入及び保守に係る一般競争入札の落札者等	(医 療 対 策 課)	9
電子計算機システムの賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	9

### 教委告示

島根県指定有形文化財の指定	(文 化 財 課)	11
島根県指定無形文化財の保持者の追加認定	( " )	11
島根県指定無形民俗文化財の指定	( " )	12

### 選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	12
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	13
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	15
政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体	16
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった資金管理団体	17
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消の届出のあった資金管理団体	17

## 告 示

### 島根県告示第513号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、海士町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡海士町大字御波20番13から同大字2150番10に至る地先の公有水面埋立地	3,720.98 平方メートル	大字御波

(ただし、上記地番は、平成17年3月22日現在のものである。)

島根県告示第514号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
丸山内科クリニック	浜田市相生町3921	平成17年4月1日
益田市国民健康保険診療施設美都診療所	益田市美都町都茂1813番地1	平成17年4月1日
有限会社みはし薬局	浜田市相生町3946	平成17年3月15日
奥出雲町立仁多病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	平成17年3月31日

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	社会福祉法人松江市社会福祉協議会宍道介護センター訪問看護ステーション	松江市宍道町上来待213番地1	平成17年3月31日

島根県告示第515号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
仁多町立仁多病院	仁多郡仁多町大字三成1622 - 1	平成17年3月30日
宍道町国民健康保険来待診療所	八束郡宍道町大字上来待213番地1	平成17年3月30日
島根県隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	平成17年3月31日
島根県隠岐保健所黒木支所	隠岐郡西ノ島町美田2068	平成17年3月31日
島根県雲南保健所	雲南市木次町里方531 - 1	平成17年3月31日
島根県浜田保健所	浜田市片庭町254	平成17年3月31日
島根県益田保健所	益田市昭和町13 - 1	平成17年3月31日

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 宍道町社会福祉協議会	八束郡宍道町大字上来待 212 - 1	社会福祉法人宍道町社会福祉協議会 訪問看護ステーション	八束郡宍道町大字上来待 213番地 1	平成17年 3月30日

島根県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 デイハウス KOMOREBI	八束郡八雲村大字東岩坂 77 - 3	通所介護	特定非営利活動法人 デイハウス KOMOREBI 指定通所介護事業所 楡の木	八束郡八雲村大字東岩坂 77 - 3	平成17年 3月22日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業、訪問介護、通所介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会千鳥介護センター	松江市千鳥町71番地	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業、通所介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会幸町介護センター	松江市幸町1571番地	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人松江市社会福祉協議会鹿島介護センター	松江市鹿島町恵曇 1番地	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人松江市社会福祉協議会美保関町介護センター	松江市美保関町片江 2268番 8	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会美保関介護センター	松江市美保関町片江 2268番 8	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	通所介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会美保関介護センター	松江市美保関町片江 2268番 8	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人松江市社会福祉協議会八雲介護センター	松江市八雲町西岩坂 355 - 1	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会八雲介護センター	松江市八雲町西岩坂 355 - 1	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人松江市社会福祉協議会玉湯介護センター	松江市玉湯町湯町 683番地 8	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会玉湯介護センター	松江市玉湯町湯町 683番地 8	平成17年 3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人松江市社会福祉協議会宍道介護センター	松江市宍道町上来待 213番地 1	平成17年 3月31日

社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会宍道介護センター	松江市宍道町上来待213番地1	平成17年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問看護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会宍道介護センター訪問看護ステーション	松江市宍道町上来待213番地1	平成17年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業	社会福祉法人松江市社会福祉協議会八束介護センター	松江市八束町波入1933番地	平成17年3月31日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会八束介護センター	松江市八束町波入1933番地	平成17年3月31日
有限会社 ホットケアセンター	浜田市朝日町1518番地	訪問看護	訪問看護ステーションほっと	浜田市朝日町1518番地	平成17年4月1日
株式会社 フルケア成和	広島市西区商工センター一丁目2番19号	福祉用具貸与	株式会社フルケア成和 島根福祉事業所	出雲市浜町218番地1	平成17年4月1日

島根県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業、訪問介護、通所介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 千鳥介護センター	松江市千鳥町71	平成17年3月30日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援事業、通所介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 幸町介護センター	松江市幸町1571	平成17年3月30日
社会福祉法人 鹿島町社会福祉協議会	八束郡鹿島町大字恵曇町1	居宅介護支援事業	鹿島町社会福祉協議会居宅介護支援センター	八束郡鹿島町大字恵曇1	平成17年3月30日
社会福祉法人 美保関町社会福祉協議会	八束郡美保関町大字片江2268-8	居宅介護支援事業	美保関町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	八束郡美保関町片江2268-8	平成17年3月30日
社会福祉法人 美保関町社会福祉協議会	八束郡美保関町大字片江2268-8	訪問介護	美保関町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	八束郡美保関町片江2268-8	平成17年3月30日
社会福祉法人 美保関町社会福祉協議会	八束郡美保関町大字片江2268-8	通所介護	美保関町社会福祉協議会指定通所介護事業所	八束郡美保関町片江2268-8	平成17年3月30日
社会福祉法人 八雲村社会福祉協議会	八束郡八雲村西岩坂355-1	居宅介護支援事業	社会福祉法人 八雲村社会福祉協議会	八束郡八雲村西岩坂355-1	平成17年3月30日
社会福祉法人 八雲村社会福祉協議会	八束郡八雲村西岩坂355-1	訪問介護	社会福祉法人 八雲村社会福祉協議会	八束郡八雲村西岩坂355-1	平成17年3月30日

社会福祉法人 玉湯町社会福祉協議会	八束郡玉湯町大字湯町683 - 8	居宅介護支援事業	サン・エールたまゆ	八束郡玉湯町大字湯町683 - 8	平成17年 3月30日
社会福祉法人 玉湯町社会福祉協議会	八束郡玉湯町大字湯町683 - 8	訪問介護	サン・エールたまゆ	八束郡玉湯町大字湯町683 - 8	平成17年 3月30日
社会福祉法人 宍道町社会福祉協議会	八束郡宍道町上来待212 - 1	訪問介護	社会福祉法人宍道町社会福祉協議会訪問介護事業所	八束郡宍道町上来待213 - 1	平成17年 3月30日
社会福祉法人 宍道町社会福祉協議会	八束郡宍道町上来待212 - 1	訪問看護	社会福祉法人 宍道町社会福祉協議会訪問看護ステーション	八束郡宍道町上来待213 - 1	平成17年 3月30日
社会福祉法人 八束町社会福祉協議会	八束郡八束町波入1933	居宅介護支援事業	八束町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	八束郡八束町波入1933	平成17年 3月30日
社会福祉法人 八束町社会福祉協議会	八束郡八束町波入1933	訪問介護	八束町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	八束郡八束町波入1933	平成17年 3月30日

島根県告示第518号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成17年4月1日から東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第519号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、財団法人隠岐の島町農業公社の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により告示する。

平成17年 4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 農地売買等事業
- 2 研修等事業

島根県告示第520号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、財団法人しまね農業振興公社の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により告示する。

平成17年 4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 農地売買等事業
- 2 農地信託等事業
- 3 農業生産法人出資育成事業

4 研修等事業

島根県告示第521号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
飯石地区農道事業（県営広域営農団地農道整備事業）	平成17年3月31日

島根県告示第522号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 邑智郡川本町大字因原567番地1

2 漁業権の免許番号

内共第6号

3 変更の内容

(1) 漁具、漁法等の制限

（変更前）

第3条（略）

2 遊漁する場合に船を使用して採捕してはならない。（ただし、手釣、竿釣に限り邑智町信喜橋下流から浜原ダム堰堤中心より200m上流にいたるまでの区域は除く。）

3（略）

（変更後）

第3条（略）

2 遊漁する場合に船を使用して採捕してはならない。（ただし、手釣、竿釣に限り美郷町信喜橋下流から浜原ダム堰堤中心より200m上流にいたるまでの区域は除く。）

3（略）

(2) 禁止期間

（変更前）

第5条 前条の規定にかかわらず、ア欄の魚種を対象にイ欄の区域及びウ欄の期間は採捕してはならない。

ア欄 魚種	イ欄 区域	ウ欄 期間
あゆ	濁川断漁溪上流	組合が定め公示する日から7月9日まで
	江川支流沢谷川河口右岸突端下流50mのところから邑智町明塚発電所放水口上流200mの間	組合が定め公示する日から6月10日まで
(略)		

( 変更後 )

第 5 条 前条の規定にかかわらず、ア欄の魚種を対象にイ欄の区域及びウ欄の期間は採捕してはならない。

ア欄 魚種	イ欄 区域	ウ欄 期間
あゆ	濁川断魚溪上流	組合が定め公示する日から 7 月 9 日まで
	江川支流沢谷川河口右岸突端50mのところから美郷町明塚発電所放水口上流200mの間	組合が定め公示する日から 6 月10日まで
( 略 )		

4 変更後の遊魚規則の施行の日

平成17年 4月15日

島根県告示第523号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第 3 項の規定により、内水面における遊魚規則の変更を認可したので、同条第 7 項の規定により告示する。

平成17年 4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第10号

3 変更の内容

禁止区域

( 変更前 )

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊魚を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～ハ(略)			
二、あゆ友釣りを除く全漁法	高津川	鹿足郡柿木村大字柿木、相生橋上流端より 300m上流の地点から同大字柿木、小水力発電所放水口下流端に至る区域。	8月14日午前 5時から正午までを除く 5月 1日から 9月 1日午前 5時まで
ホ～ク(略)			

( 変更後 )

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊魚を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～ハ(略)			
二、あゆ友釣りを除く全漁法	高津川	鹿足郡柿木村大字柿木、相生橋上流端より 300m上流の地点から同大字柿木、小水力発電所放水口から200m下流に至る区域。	8月14日午前 5時から正午までを除く 5月 1日から 9月 1日午前 5時まで
ホ～ク(略)			

4 変更後の遊魚規則の施行の日

平成17年 4月15日

島根県告示第524号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	安来木次線	雲南市大東町下久野422番1地先から同420番1地先まで	前	メートル 6.00～ 11.00	メートル 60.00	木次土木建築事務所	ダブルウェイ解消 市道移管 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			B	11.50～ 21.00	64.00		
			後 B	11.50～ 21.00	64.00		
"	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町三成1415番73地先から同1415番151地先まで	前	9.00～ 10.00	29.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	不用物件発生 減幅 隣接地所有者へ払い下げ
"	大社立久恵線	出雲市高松町1230番1地先から同町1054番地先まで	A	5.00～ 12.00	258.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道変更
			B	5.40～ 9.00	80.00		
		後	A	5.00～ 12.00	273.00		
			B	5.40～ 9.00	104.00		
"	匹見左鎧線	益田市匹見町紙祖イ1878番8地先から同イ2071番8地先まで	前	3.40	16.00	益田土木建築事務所	橋梁改修工事 拡幅
			後	4.00	16.00		
"	六日市匹見線	鹿足郡六日市町大字七日市197番地先から同大字71番8地先まで	前	6.00～ 10.00	819.00	益田土木建築事務所津和野土木事業所	ダブルウェイ解消 町道移管 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			B	9.00～ 26.00	613.80		
			後 B	9.00～ 26.00	613.80		

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 4月15日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	匹見左鎧線	益田市匹見町大字紙祖イ1878番8地先から同大字イ2071番8地先まで	メートル 16.00	平成17年 4月15日	益田土木建築事務所	
〃	大社立久恵線	出雲市高松町1230番1地先から同町1053番4地先まで	104.00	平成17年 4月26日	出雲土木建築事務所	

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年 4月15日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 物品等の名称及び数量

情報通信機器更新・保守管理 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画部企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成17年 3月28日

4 落札者の氏名及び住所

富士通株式会社島根支店 松江市学園南二丁目10番14号

5 落札金額

46,672,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成17年 2月15日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年 4月15日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

電子計算機システム賃貸借契約

## (2) 賃貸借物品の仕様及び数量等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

平成17年6月1日から平成22年5月31日の間

## (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

## 2 入札参加資格

(1) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の前日までに知事の承認を受けた者で、平成17年・18年物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## 3 入札者の提出場所等

## (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110 内線2235~2236

## (2) 入札説明書の交付期間等

平成17年4月15日(金)から平成17年5月24日(火)まで(土曜、日曜及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

## (3) 入札説明書

ア 日時 平成17年4月27日(水)午後2時から

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 大会議室

## (4) 入札書の受領期限

平成17年5月26日(木)正午(郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。)

## (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年5月26日(木)午後2時から

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 大会議室

## 4 その他

## (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければな

らない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Subject matter of tender

Lease Contract of Mainframe Computer System

(2) Specifications and quantity for lease

According to the bid explanation form

(3) Leasing Period

1st June, 2005 to 31th May, 2010

(4) Delivery Location

According to the bid explanation form

(5) Deadline for tender

noon of 26th May, 2005 ( applications by mail must be received by the prefectural office by noon on 26th May, 2005 )

(6) Date and time for the opening bids and tenders

at 14:00 on 26th May, 2005

(7) Contract contact information

Finance Division, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters  
8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8510 Japan  
Ph : 0852-26-0110 ( ext.2235 or 2236 )

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 7 号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第 6 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 4 月15日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
工艺品	黒韋威鎧残欠	一括	出雲市佐田町須佐730	須佐神社

島根県教育委員会告示第 8 号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第20条第5項の規定に基づき、次の保持者を島根県指定無形文化財広瀬緋（昭和37年島根県教育委員会告示第4号）の保持者に追加認定したので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

種 別	名 称	所 在 地	保 持 者
工芸技術	広瀬緋	安来市広瀬町	永田佳子

島根県教育委員会告示第9号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定に基づき、次の無形民俗文化財を島根県指定無形民俗文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

種 別	名 称	所 在 地	保 持 団 体
民俗芸能	壇鏡神社八朔祭の牛突き習俗	隠岐郡隠岐の島町	全隠岐牛突き連合会

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

1 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
高木一成後援会	高木 一成	土江 耕治	松江市宍道町上来待163
森山勝彦後援会	森山 謙二	鎌田 勲	出雲市大社町菱根町828 - 2
なかむらたけしと歩む会	野津 浩志	杵築 良定	松江市下東川津町1198 - 1
松村ひでと後援会	山岡 輝夫	松村 咲子	出雲市塩津町256
杉谷寿之後援会	杉谷 桂子	渡部 節子	出雲市大社町杵築北2959
遠藤力一後援会	遠藤 力一	板垣 信義	出雲市小山町21 - 5
山根貞守後援会	山根 貞守	浅津 良	出雲市湖陵町常楽寺404 - 1
城東地区「はたお幸生」を育てる会	須田 進	恩田 都温	松江市南田町68 - 7
小野昌士後援会	濱田 利長	渡邊 征夫	隠岐郡隠岐の島町津戸5
石川ひろし後援会	石川 廣	森田 孝吉	松江市玉湯町大谷976
渡部みちえ応援隊	平井 芳江	田村のり子	松江市西津田2 - 3 - 20
森脇敏信後援会	河内 敏	森脇ちとせ	松江市美保関町七類1523
日本共産党大国陽介後援会	大国 陽介	大国 知行	出雲市荒芽町3331
安部吉輝後援会	安部 吉輝	安部 富廣	松江市八束町二子495

日高まなぶ後援会	日高 学	佐貫 重永	邑智郡邑南町岩屋1072
石橋純二後援会	石橋 純二	柘植 正範	邑智郡邑南町原村560 - 5
森脇ゆきよし後援会	曾田 節朗	森脇 直子	松江市玉湯町湯町2170 - 1
新しい松江をつくる会	川島 光雅	早川 正樹	松江市宍道町昭和120
松蔭よしお後援会	石川 邦雄	寺本 敏夫	松江市島根町大芦1501
むらたけ秀男後援会	村竹 秀男	村竹 英子	松江市玉湯町玉造1311
斎藤幸広後援会	斎藤 肇	斎藤 邦子	隠岐郡隠岐の島町原田1568
亀山和巳後援会	横田 親男	福浦 正弘	邑智郡邑南町市木2049 - 1
邑亀会	亀山 和巳	石田 雅春	邑智郡邑南町市木46
田岡清後援会	田岡 清	田岡 幸枝	邑智郡邑南町高見111 - 1
田中まさふみの会	大羽 重雄	伊達 利影	邑智郡邑南町日和1042
21ひより会	田中 雅文	伊達 利影	邑智郡邑南町日和1042
桑野剛司後援会	桑野 剛司	桑野 富枝	邑智郡邑南町下田所258 - 8
岸博道後援会	岸 博道	日高 勇	邑智郡邑南町三日市 2
洲濱正憲後援会	洲濱 正憲	洲濱 昭文	邑智郡邑南町上亀谷814
藤原光三後援会	藤原 光三	藤原 光三	邑智郡邑南町下口羽1159
吉田十二後援会	吉田 国広	吉田 泰子	隠岐郡隠岐の島町原田584
古福康雄後援会	古福 康雅	古福 衣代	出雲市大社町修理免466 - 1

## 島根県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 4月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## 1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県農林水産業 振興会議支部	代 表 者	反田 陽一	小村 廣美
	会計責任者	黒谷 幹雄	高木 賢一
自由民主党島根県看護連盟支 部	主たる事務 所の所在地	出雲市湖陵町二部884	松江市浜乃木 4 - 7 - 26
自由民主党島根県医療会支部	会計責任者	上垣 宏	田代 收
自由民主党平田支部	主たる事務 所の所在地	出雲市平田町1891	平田市平田町1875 - 8

## 2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
杉谷幸雄後援会	代 表 者	陶山 京子	福島銀次郎
五百川すみひさ後援会	代 表 者	糸川 一義	内田 勝康

長廻利行後援会	主たる事務所の所在地	出雲市大社町北荒木172 - 6	簸川郡大社町杵築南1027
	代 表 者	戸山 孝	柿田 真澄
花手政勝後援会	会計責任者	森岡 美雄	新家 正志
藤原常義後援会	会計責任者	澤田 秀夫	永島 修司
中村健二後援会	会計責任者	澤田 秀夫	永島 修司
島根県農業者政治連盟	会計責任者	反田 陽一	小村 廣美
全国社会保険推進連盟島根支部	主たる事務所の所在地	松江市千鳥町72	松江市西津田6 - 6 - 7
	会計責任者	池田 勝正	鐘築 一郎
島根県清酒産業振興会	主たる事務所の所在地	松江市嫁島町13 - 25	松江市袖師町4 - 8
税理士による亀井久興後援会	主たる事務所の所在地	浜田市紺屋町43 - 5	浜田市田町112 - 2
	主たる事務所の所在地	浜田市浅井町102 - 20	浜田市紺屋町43 - 5
	代 表 者	木ノ下 信二	大田 勲
坂根守後援会	主たる事務所の所在地	出雲市多伎町久村1316 - 3	簸川郡多伎町口田儀800 - 5
	代 表 者	柳楽 和利	田中 幸次
	会計責任者	竹下 圭介	竹下 清
全国旅館政治連盟島根支部	会計責任者	小松原 健	河野 誠
亀井久興後援会賛助会	代 表 者	三角 邦男	里田 美雄
島根県林業政治連盟	代 表 者	手銭 長光	絲原 義隆
	会計責任者	岩田 利寛	清水 亮
柘植実の会	代 表 者	田村 義己	岡部 茂
島根ビルメンテナンス政治連盟	主たる事務所の所在地	松江市千鳥町26 - 1	松江市東本町3 - 6
	代 表 者	幡 宏明	田口 芳文
	会計責任者	岡 幸雄	林 悟
高尾肇後援会	会計責任者	高尾 正治	伊東 喜一
荒木孝後援会	主たる事務所の所在地	出雲市佐田町反辺1585 - 10	簸川郡佐田町大字反辺1442 - 1
	代 表 者	深井 徹郎	和田幸一郎
川上ゆきひろ後援会	代 表 者	川上 泰徳	川上 光則
川島みつまさ後援会	会計責任者	岩谷 明義	内藤 久一
田中豊昭後援会	主たる事務所の所在地	松江市鹿島町北講武862 - 3	八束郡鹿島町御津510
	代 表 者	安達 哲也	金崎 正一
山本勝太郎後援会	代 表 者	石橋 重則	山本 鶴男

「はたお幸生」育てる会	政治団体の 名 称	「はたお幸生」育てる会	城東地区「はたお幸生」を育てる 会
宇津徹男後援会	会計責任者	俵 三九郎	吉川 徹心
宇津市長を支援する会	会計責任者	俵 三九郎	吉川 徹心
女性党島根県松江支局	主たる事務 所の所在地	浜田市朝日町68 - 13	出雲市大津町2628 - 26
	代 表 者	禎岡つぐみ	山本由美子
曾田盛雄後援会	会計責任者	鹿津 弘実	梶谷 邦夫
日本共産党小笹義治後援会	代 表 者	多久和繁良	松浦 賀重
たかもと勝蔵後援会	政治団体の 名 称	たかもと勝蔵後援会	たかもと勝蔵を育てる会
下隅義征後援会	代 表 者	千代延公敏	畑岡 和夫
	会計責任者	佐々木和幸	今井 敬治
とびた礼介後援会	政治団体の 名 称	とびた礼介後援会	飛田れいすけ後援会
太田かおり後援会	代 表 者	川岡 久美	渡部 時子
難波勝後援会	代 表 者	難波 勝	浜村 進
	会計責任者	安部 房雄	難波 光子
三島治後援会	会計責任者	三反田 實	筆谷 弥助
五百川すみひさ後援会	代 表 者	内田 勝康	百合沢 喬
清水まさふみ後援会	主たる事務 所の所在地	邑智郡邑南町矢上1053 - 4	邑智郡石見町大字矢上3840
周藤強後援会	代 表 者	石原 善雄	玉木 泉典
あおとのり子後援会	代 表 者	青砥 寛明	青砥 誠一

## 島根県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成17年 4月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## 1 政党

名 称	解散年月日
自由民主党島根県邑智郡第二支部	平成16年12月28日

## 2 その他の政治団体

名 称	解散年月日
とびた礼介後援会	平成16年12月1日
内田孝志後援会	平成16年12月20日
山本勇後援会	平成16年12月15日
杉谷幸雄後援会	平成16年11月26日

山本省吾後援会	平成16年12月30日
ひとが大好き！岩本久人みんなの会	平成17年1月11日
石橋後援会	平成15年4月1日
田本博義励ます会	平成16年11月1日
加村せい子後援会	平成16年12月31日
岩田寛後援会	平成16年11月30日
福田幸市後援会	平成16年12月27日
島根県珠算普及政治連盟	平成16年10月15日
中村喜高後援会	平成16年3月31日
石原皎後援会	平成16年12月31日
幸世会	平成16年12月31日
難波勝後援会	平成17年1月20日
山根正吉後援会	平成16年10月31日
山崎一誠を囲む会	平成16年12月31日
安井誉後援会	平成16年12月30日
三代二美男後援会	平成16年12月31日
出島千鶴子後援会	平成17年3月8日
おりづる会	平成17年3月8日
山田哲男後援会	平成17年2月28日
岡本じゅん後援会	平成16年12月31日
火土水会	平成16年12月31日
内田弘一後援会	平成16年12月20日

## 島根県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
遠藤 力一	出雲市議会議員	遠藤力一後援会	出雲市小山町21 - 5	遠藤 力一
石川 廣	松江市議会議員	石川ひろし後援会	松江市玉湯町大谷976	石川 廣
安部 吉輝	松江市議会議員	安部吉輝後援会	松江市八束町二子495	安部 吉輝
日高 学	邑南町議会議員	日高まなぶ後援会	邑智郡邑南町岩屋1072	日高 学
石橋 純二	邑南町議会議員	石橋純二後援会	邑智郡邑南町原村560 - 5	石橋 純二
村竹 秀男	松江市議会議員	むらたけ秀男後援会	松江市玉湯町玉造1311	村竹 秀男
亀山 和巳	邑南町議会議員	邑亀会	邑智郡邑南町市木46	亀山 和巳
田岡 清	邑南町議会議員	田岡清後援会	邑智郡邑南町高見111 - 1	田岡 清
田中 雅文	邑南町議会議員	21ひより会	邑智郡邑南町日和1042	田中 雅文
桑野 剛司	邑南町議会議員	桑野剛司後援会	邑智郡邑南町下田所258 - 8	桑野 剛司

岸 博道	邑南町議会議員	岸博道後援会	邑智郡邑南町三日市2	岸 博道
洲濱 正憲	邑南町議会議員	洲濱正憲後援会	邑智郡邑南町上亀谷814	洲濱 正憲
高本 勝蔵	邑南町議会議員	たかもと勝蔵後援会	邑智郡邑南町井原1507	高本 勝蔵
古福 康雅	大社町議会議員	古福康雅後援会	出雲市大社町修理免466-1	古福 康雅

## 島根県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
			新	旧
三島 治	三島治後援会	会計責任者	三反田 實	筆谷 弥助

## 島根県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき指定の取消の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
石橋 大造	島根県議会議員	石橋後援会	雲南市大東町大東1722	石橋 大造
出島千鶴子	衆議院議員	おりづる会	浜田市黒川町4106-1	出島千鶴子
岩田 寛	大東町議会議員	岩田寛後援会	雲南市大東町新庄456-6	岩田 寛
山根 正吉	三刀屋町議会議員	山根正吉後援会	雲南市三刀屋町給下1074	山根 正吉
山崎 一誠	大社町議会議員	山崎一誠を囲む会	出雲市大社町修理免589-1	山崎 一誠

